

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

島根国民年金 事案400

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和44年に結婚し、現在の住所地に転居したことを契機に国民年金に加入した。

保険料は、夫が毎月28日に開催されていた町内会の集金常会で納付していたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無い。申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、「町内会の集金常会で国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦連番で昭和44年7月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付により納付することが可能である上、申立人と同じ町内会の構成員であった二人は、「申立期間当時、町内会で集金常会が開催されており、申立人の夫も集金常会に参加していた。集金常会で未納が出たといった話は聞いたことが無く、申立人夫婦も、集金額を全て支払っていたと思う。」旨を供述しており、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の供述に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案401

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで
昭和44年に結婚し、現在の住所地に転居したことを契機に国民年金に加入した。
申立期間の国民年金保険料は、毎月28日に開催されていた町内会の集金常会で納付していたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無い。申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間の保険料を完納している上、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年7月に申立人夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録から、申立人は当該払出時点において過年度納付により保険料の納付が可能であった申立期間以前の42年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間の保険料のみを納付していないとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は町内会の集金常会で納付していた。」と供述しているところ、申立人と同じ町内会の構成員であった二人は、「申立期間当時、町内会で集金常会が開催されており、申立人も集金常会に参加していた。集金常会で未納が出たといった話は聞いたことが無く、申立人夫婦も、集金額を全て支払っていたと思う。」旨を供述しており、申立人の供述に不自然さはない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、妻の分と合わせて集金常会で納付していた。」旨を供述しているところ、オンライン記録から、その妻は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までについては、保険料納付済期間となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月15日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月15日から12年9月21日まで

A社に勤務していた平成11年3月から12年9月までの期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているが、預金通帳に記載されている給与の支給額に比べて低額となっているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年3月15日から同年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する預金通帳、A社の回答及び同僚二人が所持する当該期間の給与明細書等に係る供述から推認できる申立人の当該期間における報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、オンライン記録から、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る当初の届出において、申立てどおりの報酬月額に係る届出を行ったものの、その後、事業主から、資格取得時に遡って標準報酬月額を減額訂正する旨の届出が行われたことがうかがわれるところ、ほかに事業主が再度申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成11年8月1日から12年9月21日までの期間については、申立人が所持する預金通帳及び前述の同僚二人が所持する当該期間の給与明細書等に係る供述から、申立人の当該期間における報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であることが推認できるものの、11年8月の給与明細書に係る同僚の供述から、同年8月について、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、前述の同僚(二人)のうち一人及び、オンライン記録から当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の合計3人が供述する、当該期間における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該3人の当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該3人はいずれも、「当該期間において給与から控除されていた厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく控除額と合致していた。」旨を供述している。

さらに、A社は、「社会保険事務所に届け出たとおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を従業員の給与から控除していた。」と回答している。

加えて、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、当該期間において、申立人が主張する保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年1月から同年8月までは30万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から8年1月1日まで

平成4年11月から7年12月までの間、A社に勤務した。申立期間の標準報酬月額額は19万円と記録されているが、私が所持する平成7年9月分の給与明細表によると、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料が控除されており、申立期間当時、給与が振り込まれていた預金通帳から確認できる給与振込額も、申立期間の標準報酬月額に比べ高額となっているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年10月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する同年9月分の給与明細表、預金通帳及び同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、同年1月から同年8月までは30万円、同年9月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成4年11月1日から7年1月1日までの期間及び同年10月1日から8年1月1日までの期間については、A社の元事業主は、「当社が倒産してから10年以上経過しており、給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる当時の資料は廃棄済みである。」と回答している上、同社に係るオンライン記録から、当該各期間において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる6人の同僚から聴取しても、申立人の給与支給額や厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録において、申立人に係る当該各期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、申立人は、「平成7年10月から同年12月までの期間に係る給与は受け取っていない。」と供述しているところ、前述の申立人が所持する預金通帳から、平成7年10月から同年12月までの期間に係る給与は振り込まれていないことが確認できることなどから、申立人は同年10月から同年12月までの期間に係る給与の支払いを受けていなかったことが推認される。

このほか、当該各期間において、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該各期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根国民年金 事案402

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

A市区町村（現在は、B市区町村）内の大学に在学中の20歳頃、母から国民年金に加入するよう勧められ、A市区町村で国民年金の加入手続を行い、毎月、同市区町村から送付される納付書により、月額8,000円から9,000円の国民年金保険料を銀行で納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳頃に母親に勧められて国民年金に加入したと申し立てているが、申立期間における国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、申立人の母親は、「息子の国民年金への加入手続及び保険料の納付については、離れて暮らしていたので分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成3年4月1日以降にC市区町村において払い出されていることが確認できることから、D大学が発行した在籍証明書から、申立人は、申立期間当時、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学に在籍していたことが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、当該払出時点から遡って国民年金に加入できない上、申立期間当時、A市区町村において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、戸籍の附票から、申立人は平成3年3月1日にA市区町村からC市区町村に転入していることが確認できる上、C市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄には、「大学・各種学校3年3月卒業予定」との記載が確認できることから、当該記載について、C市区町村は、「申立人から聞き取りを行って記載したものである。」と回答していることから、申立人は、同市区町村への転入時に、学生であること、及び同年3月に大学を卒業予定であることを申し出たことにより、C市区町村は、申立期間について、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人は国民年金に未加入であることを認識していたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月26日まで

A社に昭和19年10月1日から20年8月26日までの間勤務したが、その間について、脱退手当金を受給した記録となっている。私は脱退手当金を受給した記憶は無い上、同時期に入社し、空襲のため同時期に帰郷した同郷出身者(一人)に確認したところ、その者は脱退手当金を受給しておらず、同社における厚生年金保険被保険者期間は年金支給額計算の基礎となる期間となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の健康保険番号の前後100人の被保険者で、同社において脱退手当金の受給要件を満たしている38人のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は22人で、そのうち16人が被保険者資格の喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人については、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和20年8月26日)から約5か月後の昭和21年1月15日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月頃から同年4月頃まで
② 昭和44年4月頃から46年2月頃まで
③ 昭和46年2月頃から同年5月頃まで
④ 昭和46年5月頃から47年6月10日まで

昭和38年7月にA社に入社し、申立期間①は同社B作業所に、申立期間②は同社C作業所に、申立期間③は同社D作業所に、申立期間④は同社E作業所においてF作業に従事していた。

申立期間①の始期である昭和44年3月に、当時の事業主から、「厚生年金保険に加入した。」と言われたことを記憶しており、この時点からA社において厚生年金保険に加入したと思っていたが、全ての申立期間において厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、作業所は特定できないものの、申立期間①及び②の一部の期間を含む昭和44年3月から45年3月21日までの期間、並びに申立期間③及び④の一部の期間を含む同年12月12日から47年4月10日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、申立期間①のA社B作業所を管轄していたとされるJ社G作業所は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当時は、基幹労働者（H職種）に限り厚生年金保険に加入させていた。申立人については、基幹労働者ではなく、臨時雇用のような形態で雇用しており、厚生年金保険に加入させていない。社会保険事務所（当時）に対し厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②の同社C作業所を管轄していたとされる同社I作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた10人の同僚のうち、申立人及び元事業主がH職種であったとする二人を除く8人は、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間④より後の昭和47年8月30日以降に払い出されていることが確認できるところ、当該払出日までの期間において、申立人に別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社I作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、全ての申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録から、申立人及びその妻は、全ての申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月16日から49年4月1日まで

昭和48年3月16日から49年3月末までの期間において、A社（現在はB社）に勤務した。

社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、厚生年金保険の被保険者資格の取得時から昭和48年9月までは6万円、同年10月から49年3月までは6万4,000円であるが、実際の報酬月額は、勤務期間を通じて約8万円であったと記憶している。

また、昭和49年分給与支払報告書及び同年分給与所得の源泉徴収票に記載された給与支払金額から、昭和49年1月から同年3月までの報酬月額は約8万2,000円であり、標準報酬月額に比べて高額となっている。

申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の標準報酬月額は、昭和48年3月から同年9月までは6万円、同年10月から49年3月までは6万4,000円と記録されており、これらの標準報酬月額に係る記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期（昭和48年3月）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した14人の同僚のうち、A社と同業種又は関連業種からの転職者であることがわかる二人を除く12人の申立期間における標準報酬月額は、新卒で入社したとする申立人の申立期間における標準報酬月額に比べて同額又は低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が他の同僚に比べて高額であった事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する昭和49年分給与支払報告書及び同年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額（2万806円）は、標準報酬月額をオンライン記録上の標準報酬月額である6万4,000円として算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額の4か月分と、49年1月から同年4月までの期間に係る給与支払額である28万6,484円を基に算出した雇用保険料額を合計した金額と一致していることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立期間当時の給与月額及び厚生年金保険料の控除額は分からない。」と回答している上、前述の同僚及び申立人が名前を挙げた同僚からも、申立期間における申立人の給与額や厚生年金保険料の控除の状況等について、関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。